

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	漁港施設使用許可	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	漁港施設等の機能を増進し、公共機能の保持を図り、管理の適正を期するため。	
記録項目	1 氏名（法人にあってはその名称）、2 住所、3 電話番号、4 印影、5 申請内容	
記録範囲	申請者本人又は法人	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①総合窓口（総務部審査情報課） ②各漁港事務所	
	（所在地） ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html （千葉県ホームページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	公示施設使用許可	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	千葉県漁港管理条例第16条による公示施設使用許可に係る許可書及び申請書一式の保管のため	
記録項目	1 氏名（法人にあってはその名称）、2 住所、3 電話番号、4 印影、5 申請内容、6 添付書類	
記録範囲	申請者本人又は法人	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口（総務部審査情報課） ②各漁港事務所	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	変更届出書・廃止届	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	千葉県漁港管理条例、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び海岸法による許可事項変更又は占用廃止に係る許可書及び申請書一式の保管のため	
記録項目	1 氏名（法人にあってはその名称）、2 住所、3 電話番号、4 印影、5 申請内容、6 公図、7 戸籍謄本、8 登記簿謄本	
記録範囲	申請者本人又は法人	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①総合窓口（総務部審査情報課） ②各漁港事務所	
	（所在地） ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（申請のあった条例又は法令による） ・千葉県漁港管理条例施行規則第 3 条の 3、第 5 条 ・漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則第 3 条、第 4 条 ・千葉県海岸管理規則第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条	
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	泊地利用届	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	千葉県漁港管理条例第10条による泊地利用届及び添付図書の保管のため	
記録項目	1 氏名（法人にあってはその名称）、2 住所、3 電話番号、4 印影、5 申請内容、	
記録範囲	申請者本人又は法人	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口（総務部審査情報課） ②各漁港事務所	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	管理関係	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	南部漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	当所による漁港管理業務に係る資料の保管のため	
記録項目	1 氏名（法人にあってはその名称）、2 住所、3 電話番号、4 メールアドレス、5 関連資料	
記録範囲	申請者本人又は法人	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口（総務部審査情報課） ②南部漁港事務所	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	境界確定	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	国有財産法に基づき、国有地と隣接地の境界を確定するため	
記録項目	1 氏名（法人にあってはその名称）、2 住所、3 電話番号、4 印影、5 申請内容、6 公図、7 戸籍謄本、8 登記簿謄本	
記録範囲	申請者本人又は法人	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉財務事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口（総務部審査情報課） ②各漁港事務所	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	用途廃止	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	用途廃止に伴う関係者情報の把握のため	
記録項目	1 氏名（法人にあってはその名称）、2 住所、3 電話番号、4 印影、5 申請内容、6 公図、7 戸籍謄本、8 印鑑証明書	
記録範囲	申請者本人又は法人	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉財務事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口（総務部審査情報課） ②各漁港事務所	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	占用許可（新規・変更・更新・短期）	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	漁港施設等の機能を増進し、公共機能の保持を図り、管理の修正を期するため。	
記録項目	1 氏名（法人にあってはその名称）、2 住所、3 電話番号、4 印影、5 申請内容	
記録範囲	申請者本人又は法人	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①総合窓口（総務部審査情報課） ②各漁港事務所	
	（所在地） ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（申請のあった条例又は法令による） ・千葉県漁港管理条例施行規則第 3 条の 3、第 5 条 ・漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則第 3 条、第 4 条 ・千葉県海岸管理規則第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	放置車両・放置船、廃船、長期係留船関係	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	漁港施設等の機能保持を図り、管理の適正化を期するため	
記録項目	1 車両登録事項（車両登録番号・車台番号・所有者（使用者）氏名・所有者（使用者）住所）、2 船舶登録情報、3 住民票、4 電話番号	
記録範囲	放置車両・放置船所有者本人、親類等本人の関係者	
記録情報の収集方法	関係機関及び市町村への照会、本人及び関係者への聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①総合窓口（総務部審査情報課） ②各漁港事務所	
	（所在地） ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	後背地管理簿冊	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	銚子漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	買戻特約の登記解除に係る事務処理を行うため	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 所在地、4 区画、5 地目、6 地積	
記録範囲	買戻特約の解除申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人（代理人）からの収集（申請）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国（法務局）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	①総合窓口（総務部審査情報課） ②銚子漁港事務所 ①千葉県中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考	－	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	歳入関係	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各漁港事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	使用料及び手数料条例に基づき、占用料の分納を許可するため	
記録項目	1 氏名（法人にあってはその名称）、2 住所、3 電話番号、4 印影、5 調定内容、6 戸籍謄本	
記録範囲	申請者本人又は法人	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市町村（住民票申請）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	①総合窓口（総務部審査情報課）	
	②各漁港事務所	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
	② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html	
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	